

第2024回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和8年2月18日(水) 午前10時開会
午前11時33分休憩
午前11時40分再開
午後0時21分休憩
午後0時26分再開
午後0時31分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 日吉教育長、首藤教育長職務代理者、櫻井委員、今井委員、神山委員、小野委員、佐藤副教育長、小谷野教育総務部長、田中県立学校部長、吉田市町村支援部長、案浦参事、塩崎教育総務部副部長、柴崎県立学校人事課長、中澤教職員採用課長、長谷川教職員採用課主幹兼主任管理主事、太田財務課長、加山県立学校人事課主任管理主事、遠井県立学校人事課主任管理主事、澤畑県立学校人事課主任管理主事、阿部小中学校人事課長、田中小中学校人事課管理主幹
平野書記長、高久書記、大久保書記、星野書記、宮井書記
- 4 会議の主宰者 日吉教育長
- 5 会 議
- (1) 前回議事録の承認
- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 日吉教育長が、櫻井委員を議事録の署名者に指名した。
 - 会議を公開しないこととする事項について
日吉教育長が、第14号議案及び第17号議案から第24号議案までの審議について、会議を公開しないこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定

o 日程の変更について

日吉教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出

全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定

(2) 議事

o 日吉教育長が、第15号議案及び第16号議案を一括して審議する動議を提出

全出席委員がこの動議に賛成し、第15号議案及び第16号議案を一括して審議することを決定

第15号議案 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

上程

第16号議案 埼玉県立高等学校通信教育規程及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

上程

柴崎県立学校人事課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容及び施行期日について説明）

櫻井委員 改正の内容に保証人の廃止とありますが、具体的に何を保証するために今まで署名を求めていたのでしょうか。

柴崎県立学校人事課長 これまでは、生徒や保護者に連絡がつかない場合の連絡先となることや、生徒や保護者とは独立した生計の者を置くことで、学則や校則を守らせることに寄与すること、更に保証人の署名を必要とすることで、生徒異動を慎重に行うことができることなどを保証人の役割としておりました。

櫻井委員 ということは、今回保証人を廃止することは、今説明があったように生徒や保護者の連絡先でも足りているという理解でよろしいのでしょうか。

柴崎県立学校人事課長 そのとおりでございます。

o 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 報告事項

埼玉県公立学校教員採用選考試験の実施計画の概要について

中澤教職員採用課長（提出理由、選考試験の対象となる志願区分、採用見込数、試験期日等、主な変更点について説明）

今井委員 資料 1 1 ページ「2（3）セカンドキャリア特別選考の受験資格の拡大」について、勤務経験を通算で5年以上有する者に加えて、継続して3年以上有する者を対象とするとありますが、多分転職をしている方もいらっしゃると思います。その場合、通算で5年以上でも継続して3年どこかで働いた人に資格があるということでしょうか。

中澤教職員採用課長 おっしゃるとおりです。

今井委員 例えば転職を、2年、2年、1年で行った場合などは、対象とみなされないのでしょうか。

長谷川教職員採用課主幹兼主任管理主事 2年、2年、1年の場合でも通算5年の要件を満たします。

今井委員 多分この部分について、もしかしたら質問があるかと思しますので、もう少し表記が必要なのではないかと思いました。

中澤教職員採用課長 御意見のとおり、しっかり記載してまいりたいと思います。

日吉教育長 通算や継続について、日付なのか、それとも会社なのか、そこをはっきりしてほしいという意味だと思いますが、よろしいですか。

中澤教職員採用課長 はい。

首藤教育長職務代理者 受験倍率の低下は教員の質に関わることでありますので、とても大事なことであり、今年の変更点はどれも工夫があつて良いと思います。資料 1 1 ページ「2（4）大学3年生チャレンジ選考の対象者の拡大」について、短期大学や専門学校の学生は、何年生のときにチャレンジ選考を受けるのでしょうか。

中澤教職員採用課長 短期大学は2年制ですので、1年生のときに受けていただくこととなります。

首藤教育長職務代理者 1年生ということは、高校を卒業して、入学した年に受けるということでしょうか。専門学校も同じような扱いでしょうか。

中澤教職員採用課長 御意見のとおりでございます。

首藤教育長職務代理者 大学院生の場合は、大学院1年生ということで分かりますが、なぜお聞きしているかと言いますと、例えば、資料8ページにある第1次試験の免除者を見ると、大学推薦特別選考、彩の国かがやき教師塾特別選考については、私立大学からも多く受験されていると思います。私立大学では2科目受験のところもあると思います。ですから、数学の受験勉強をせずに、高校では多分勉強しているのしょうけれども、高校3年生になり、私立に行くことを決めると、数学の勉強について少し力を抜くこともあると思います。結局、小学生であっても5、6年生の算数を教えるためには、やはり高等学校の2年生ぐらいまでの数学的な知識は必要だと思います。1のことを教えるためには、10のことを知らないといけないので、2科目受験で理科や数学などの勉強をあまりしていない学生が、大学の中では優秀ということで選ばれ、そのような学生が小学校の教諭になる。また、先ほど質問したような、短期大学の1年生が選考を受けて合格してくると、小学校高学年の算数を教えられない教師が、もう既に出てきているのではないかと危惧しています。こちらは教職員採用課の問題というよりも、初任者研修や養成校の問題になると思います。その辺り、採用時点で工夫していることや考慮していることなどが何かありましたら教えてください。

中澤教職員採用課長 説明が不足しておったかもしれませんが、今回変更をいたしますのは、大学3年生のチャレンジ選考でございます。こちらの選考自体は、現在であれば大学3年生が、筆答試験のうち、一般教養と教職科目だけを3年生のうちに受けまして、次年度4年生のときには、教科等の専門分野を受けていただくこととなります。こちらを短期大学等まで広げることについて、御意見のとおり、高校を卒業してすぐの学生が受けることですので、どの程度の方が受けていただけるかは未知数ではありますが、大学3年生だけに限っていた受験資格を拡大してほしいという大学側の要請もございましたので、まずそれに応えていこうというものでございます。

首藤教育長職務代理者 なかなか難しい問題だと思いますけれども、高校生であっても人格的には小学校の教員になれる生徒が多くいると思います。ただ、分かりやすく、面白い授業ができるかは、その背景に確かな学力が必要だと思います。是非その点も学力が落ちないように、採用を考えていただければ良いかと思います。

小野委員 資料 1 1 ページにある主な変更点について異論はございませんけれども、アンケートやこれまでの動向、今後の動向を見越しての判断だったかと思えます。何かほかに検討はしたけれど、先送りした要望があるようでしたら教えてください。例えば、先ほどの大学 3 年生チャレンジ選考の対象者の拡大をするときに、4 年制大学の 2 年生が受験するといった形で、早めに一つ一つステップを上がっていくような見通しの立て方での拡大も可能ではないかと思いました。アンケート内容の反映について、今回は先送り、あるいは却下したものがありましたら教えてください。

中澤教職員採用課長 現段階では、先送りしているものは基本的にはない状況です。ただ、例えば連携大学という形で県内の 5 大学と連携を結んでおりますが、そちらの大学からは、現役の学生の意見やカリキュラムとの兼ね合いなどの御質問等も頂いておりますので、それらを加味しながらいろいろ検討してまいりたいと思えます。

日吉教育長 チャレンジ選考については、しっかり教えることができるのかどうかを見極めてほしいというような御質問の趣旨だったと思えます。現在行われている筆記試験は、高校卒業程度の学力を一般教養では求めていますよね。その辺りをしっかり踏まえて、1 次試験のところではしっかり見極めるべく選考していきたいと思えます。

(4) 次回委員会の開催予定について

3 月 1 1 日（水）午前 1 0 時

< 非公開会議結果 >

議事

第14号議案 県議会令和8年2月定例会提出予定案件について 上程
知事が作成した県議会令和8年2月定例会提出予定案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を述べました。

第17号議案 保有個人情報部分開示決定処分及び保有個人情報の開示をしない旨の決定処分に係る審査請求事案の裁決について 上程
保有個人情報部分開示決定処分及び保有個人情報の開示をしない旨の決定処分に係る審査請求事案についての裁決を決定しました。

第18号議案 退職手当支給制限処分について 上程
元公立特別支援学校の男性教諭に対し、一般の退職手当等の額の全部を支給しないこととする処分を決定しました。

第19号議案 教職員の懲戒処分について 上程
非違行為を行った県立坂戸西高等学校の男性会計年度任用職員(66歳)に対して、1か月間、報酬の額の10分の1を減給する懲戒処分を決定しました。

第20号議案 教職員の懲戒処分について 上程
非違行為を行った県立越谷西特別支援学校の男性教諭(25歳)に対して、1か月間、給料の月額10分の1を減給する懲戒処分を決定しました。

第21号議案 教職員の懲戒処分について 上程
非違行為を行った南部地区の県立特別支援学校の男性講師(64歳)に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第22号議案 退職手当支払差止め処分について 上程
元公立小学校の女性教諭の退職手当について、支払を差し止める処分を行うことを決定しました。

第23号議案 教職員の懲戒処分について 上程
非違行為を行った白岡市立菁莪中学校の男性教諭(35歳)に対して、3か月間、給料の月額10分の1を減給する懲戒処分を決定しました。

第24号議案 教職員の人事について 上程
令和8年3月1日付け埼玉県公立小・中学校等の校長の人事異動を決定しました。

第25号議案 (追加議案) 人事案件について 上程

日吉亨教育長から辞職同意願が提出されたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の規定に基づき、令和8年3月31日付けで辞職することについて、同意することを決定しました。